

国と地方の協議の場

平成23年12月20日（火）
14時20分～14時40分
総理大臣官邸4階大会議室

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「子どもに対する手当について」

3. 閉会

○配布資料

資料 厚生労働省提出資料

国と地方の協議の場(第3回臨時会合)出席者

(国側)

藤村	修	内閣官房長官
川端	達夫	総務大臣 内閣府特命担当大臣 (地域主権推進)
安住	淳	財務大臣
小宮山	洋子	厚生労働大臣
古川	元久	国家戦略担当大臣
蓮	舩	内閣府特命担当大臣 (行政刷新)

(地方側)

山田	啓二	全国知事会会長
<small>きた</small> 喜多	龍一	全国都道府県議会議長会副会長
森	民夫	全国市長会会長
<small>せきたに</small> 関谷	博	全国市議会議長会会長
<small>ふじはら</small> 藤原	忠彦	全国町村会会長
高橋	正	全国町村議会議長会会長

国と地方の協議の場（第3回臨時会合） 座席表

平成23年12月20日（火）
14:20～14:40
於：総理大臣官邸4階 大会議室

— 出入口 —

議高橋 全国町村議 会長 ○
議閔谷 全国市議 会長 ○
議喜多 全国都道府県議 会長 ○
山田 全国知事会 会長 ○
森 全国市長会 会長 ○
藤原 全国町村会 会長 ○

●竹歳内閣官房副長官

●長浜内閣官房副長官

●福田総務大臣政務官

●後藤内閣府副大臣

○蓮舫 内閣府特命担当大臣
（行政刷新担当）
○古川 国家戦略担当大臣
○内川 閣府特命担当大臣
（地域主権推進）
○藤村 内閣官房長官
○安住 財務大臣
○小宮山 厚生労働大臣

1. 平成 24 年度における取扱い

- ① 現金給付の地方負担 1,087 億円
国：地方＝2：1（恒久化）
※所得制限超世帯への措置は月額 5,000 円を前提
- ② 子ども手当特例交付金 1,353 億円
平成 22 年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い整理する。
- ③ 減収補填特例交付金 500 億円
平成 24 年度税制改正に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための地方特例交付金の措置を国費から地方の増収分に振り替える。
- ④ 地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841 億円
 - ・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93 億円）
 - ・地域子育て創生事業（124 億円）
 - ・子ども手当事務取扱交付金（98 億円）
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526 億円）
都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の 2%分）。
- ⑤ 平成 24 年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269 億円

2. 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

3. 平成 25 年度以降の対応

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成 25 年度に平年度化する地方増収（追加増収分：675 億円）及び 1. ⑤の暫定対応分は、平成 24 年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

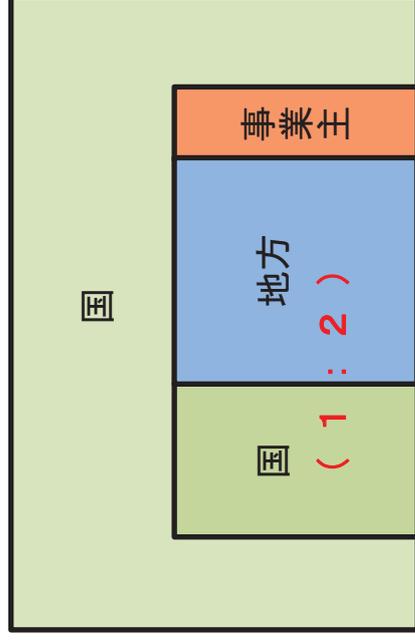
平成24年度以降の子どものための手当制度について

1. 子どものための手当の費用負担の見直し

◎児童手当法の改正により、恒久的な子どものための手当制度を創設するにあたり、費用負担を次のとおり見直す。

- ・現金給付に関する国と地方の役割分担を踏まえ、国：地方＝2：1とする。
- ・制度改正に伴い、子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するための子ども手当特例交付金は整理する。

【現行】

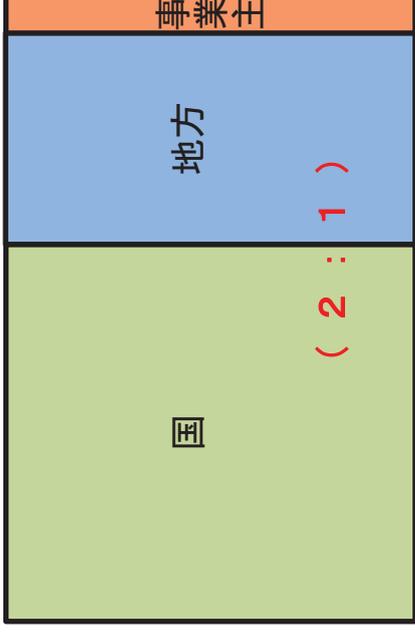


※ 公務員は全額所属庁が負担

※子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するため、別途子ども手当特例交付金を交付



【見直し案】



※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 所得制限未満の3歳未満(被用者世帯)の費用の15分の7を事業主負担

制度改正に伴い、整理



2. 制度の概要

[支給額]

- ・3歳未満 : 一律 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 : 第1、2子 10,000円、第3子以降 15,000円
- ・中学生 : 一律 10,000円
- ・所得制限世帯 : 一律 5,000円

[所得制限]

平成24年6月分から実施

基準額は年収960万円(夫婦、子ども2人)とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。